

平成 22 年 12 月 8 日
東京都消費生活総合センター

振り込み詐欺に関する相談状況について

都内の消費生活センターに寄せられる振り込み詐欺に関する相談については、そのほとんどが架空請求に関する相談であり、いわゆる「オレオレ詐欺」に関する相談はごくわずかである。

1 相談件数（平成 21 年度）

(1) 架空・不当請求	18,165 件
うち架空請求	5,637 件
うちワンクリック請求	4,716 件

※「架空請求」「ワンクリック請求」とも、全国消費生活情報ネットワーク・システムにおいて平成 21 年度に新設されたキーワードのため、それ以前の件数は把握していない。

<参考> 架空・不当請求に関する相談

平成 21 年度消費生活相談概要（東京都全域分）より抜粋

(2) オレオレ詐欺	11 件
------------	------

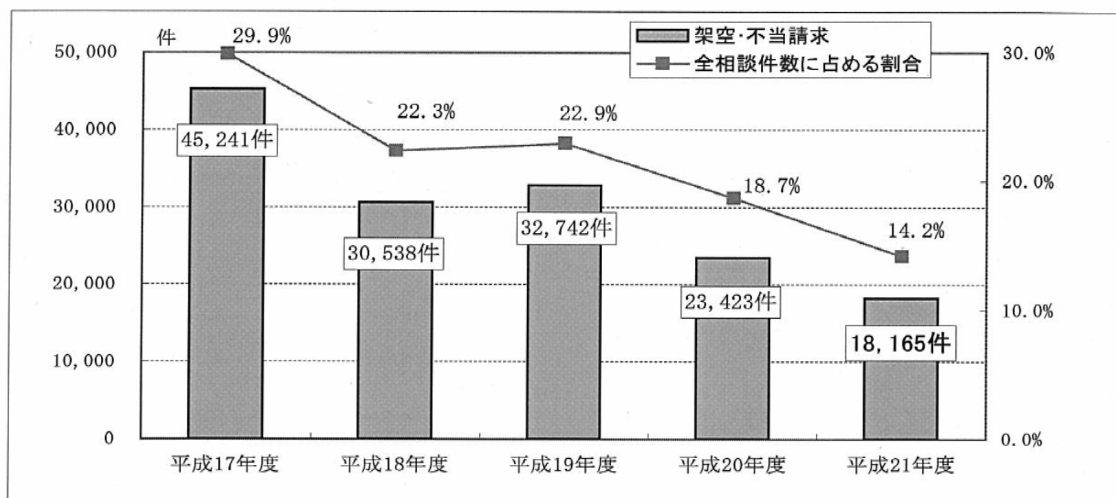
2 相談への対応

- ・振り込み前であれば、相手方には連絡せずに無視するよう助言
また、振り込み先などの情報が分かれば警察へ情報提供するよう助言
- ・振り込み後であれば、警察への相談を助言し、振り込み詐欺救済法について情報提供

架空・不当請求に関する相談

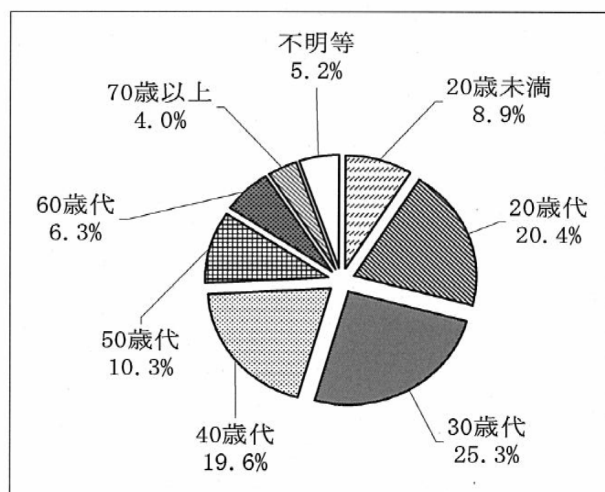
- ① 身に覚えのない代金の請求や不当に高額な請求などの「架空・不当請求」に関する相談は18,165件寄せられ、前年度に比べ22.4%の減少となった。
 架空・不当請求の件数は、過去5年間でみると減少傾向にあるが、依然として多くの相談が寄せられている。(図-7)

【図-7】 架空・不当請求の相談件数の推移



- ② 契約当事者の年代別では「30歳代」が最も多く、また「30歳代」以下の年代で、全体の半数を超える。(図-8)

【図-8】 架空・不当請求の相談 契約当事者年代別 (平成21年度)



最近の悪質商法（詐欺まがい商法）の内容とその対応について

ワンクリック請求

【事例】（30歳代、女性、給与生活者）

携帯でアダルトサイトにアクセス。年齢認証をクリックしたら登録完了になった。料金は約10万円と高額。対処方法は。

〔処理結果〕

契約は一方的に成立しないので、サイトに料金の表示がなかったのであれば契約不成立。また確認画面がなかったのであれば、契約無効の主張も可能。今後請求があったとしても関わりにならず一切無視をするよう助言。あわせて類似事例を紹介し、注意を喚起。

競馬必勝情報

【事例】（50歳代、男性、給与生活者）

競馬必勝情報を購入した。しかし、どれも簡単な情報のみで勝てなかった。その後、業者から仕込みレース情報を教えると言われ配当金の1割として約10万円を支払ったところ、配当金が高額になったと追加で約100万円を請求された。払わないと損害賠償請求すると言われている。どうしたらよいか。

〔処理結果〕

仕込みレースは存在せず、損害賠償をはじめとした話は作り話であり、法的に請求される立場ではないことを伝えた。また、話し合いができるような相手でないことが多いことが多く、連絡が取れなくなることも多い。既払金の返還請求については業者との直接交渉が必要。法律相談を受ける方法もあることを案内。

パチンコ攻略法

【事例】（50歳代、男性、給与生活者）

携帯にきたメールでパチンコ攻略法を申し込み、電話指導の下パチンコをしたがすべてすってしまった。騙されたか。払った預かり金（10万円）を返金してほしい。

〔処理結果〕

儲かるパチンコ攻略法はない。騙されたと思うので警察に相談するよう助言。

出会い系サイト<さくら>

【事例】（30歳代、男性、給与生活者）

SNSで知り合った女性から「仲良くなりたいから、ここに登録して」と言われ、軽い気持ちで出会い系サイトに登録。ポイントを購入しないと利用できないためクレジットカードを利用。メールのやり取りをしたがポイントがなくなり、相手の女性にお金がないと伝えたら、「20万円分のポイントを支払うので、半分払ってと言われ、10万円をクレジットカードで支払った。ネットの書き込みで相手の女性と同じ名前があり、さくらだと気が付いた。退会したい。

〔処理結果〕

サービスの提供を受けていない請求分なので支払義務はない。退会する、支払う義務はないと解約の意思表示をメールで行った後は、事業者と接触しないように助言。支払分については、カード会社から請求は来っていない時期なので、抗弁をすることも可能と伝えたが、自省の意味で支払うとのこと。